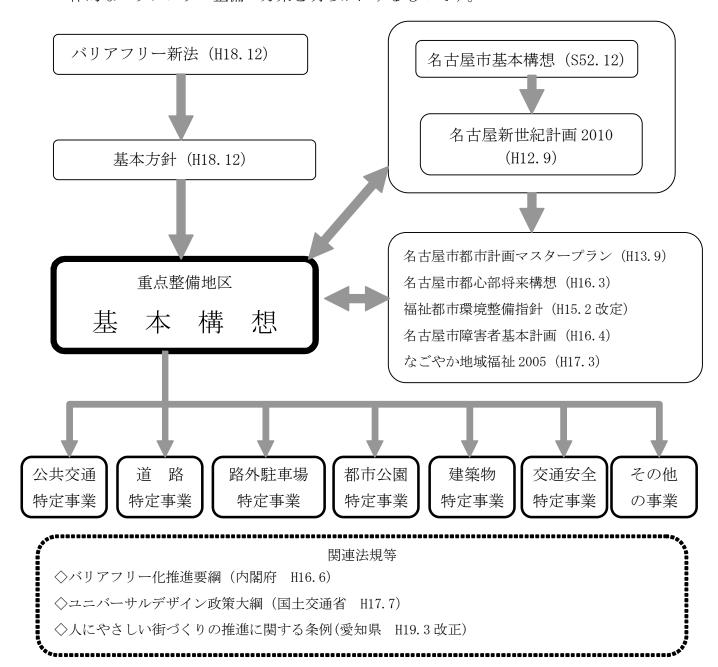
Ⅱ. 基本構想の位置づけと策定体制

1. 基本構想の位置づけ

平成18年に施行された「バリアフリー新法」では、地域の重点的・一体的なバリアフリー化の推進は市町村主導で実施するものとされ、バリアフリーの観点に基づくまちづくりのあり方を、市民や各種事業者に具体的に示すことが求められています。

この基本構想は、関連法規に基づくとともに、「名古屋市基本構想」、「名古屋新世紀計画 2010」及び「福祉都市環境整備指針」等に即し、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、重点整備地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的なバリアフリー整備の方策を明らかにするものです。



2. 上位·関連計画等

(1) 福祉のまちづくりに関連する計画

計画名	概 要
名古屋新世紀計画 2010	◇市がめざすべき8つの都市像のなかに「福祉・安全都
	市」を位置づける。
	※ また、部門別計画の「市街地整備」においても、
	総合的な交通政策の推進としてバリアフリー化の
	推進を課題としている。
名古屋市都市計画マスター	◇人にやさしく安全で快適な交通体系の形成
プラン	・魅力あふれる歩行者空間づくり
	・ 交通安全対策の推進
	・公共交通機関などのバリアフリー化の推進
名古屋市都心部将来構想	◇都心まちづくりの基本方針
	歩いて楽しい空間づくり
	・人や環境へのやさしさづくり
	◇土地利用ビジョン
	・人の流れ・溜まりを生み出す空間整備
	◇交通ビジョン
	・人にやさしい高質な都市空間の形成
福祉都市環境整備指針	◇福祉のまちづくりの基本理念
	①人間性が尊重された生き生きとしたまち
	②人にやさしい安全・快適環境のまち
	③共に生き、共に築く魅力的なまち
	◇福祉のまちづくりの推進方策
	①福祉のまちづくりをすすめるための仕組みづくり
	パートナーシップによるまちづくり整備
	・当事者らによる検証システムの確立
	・「福祉のまちづくり推進委員会」を中心とした事業
	の進行管理
	②都市施設整備の推進
	・総合的かつ面的な整備の展開
	・公共的建築物、道路、公園、公共交通機関の整備
	・関連事業の推進とその成果の活用
	③心のバリアフリーの推進
	・広報・啓発の推進
	・研修事業・教育施策との連携
	・地域福祉の推進、ボランティアの育成・支援

名古屋市障害者基本計画	◇「障害者基本法」に基づく、本市の障害者計画
	①障害と障害者に対する市民の正しい理解の促進
	②障害者の地域生活や生活設計の支援
	③共に生きる地域づくりの推進
	・福祉環境整備の促進
	*すべての人が利用しやすい都市環境整備の促進
	*ハード整備を補完する「人による援助」の充実
	*移動円滑化のための面的な整備の推進
	④社会参加の支援と推進
なごやか地域福祉 2005	◇様々な生活課題にきめ細かく対応するため地域全体
	で取り組む"「仕掛け」と「仕組み」づくり"と"福祉
	サービスを利用しやすい環境づくり"の促進
	①共通認識づくり
	②新たな担い手の育成、新たな体制づくり
	③福祉サービスが活かされる地域づくり
	~利用しやすい福祉の環境づくり~
	・福祉サービスのきめ細やかな提供
	・ユニバーサルデザインの視点に立った都市環境整備

(2) 大曽根駅地区の整備に関連する計画

計画名	概要
名古屋新世紀計画 2010	◇総合駅の機能を強化し、駅前広場や駐車場を整備する。
	また、市街地再開発事業を促進し、商業集積とともに
	住宅供給を図る。
名古屋市都市計画マスター	◇交流拠点
プラン	交通結節点としての立地特性および大規模集客施設を
	活かし、研究開発機能や生産機能との調和をはかりつ
	つ商業・文化拠点の形成をすすめる。
名古屋市地下街基本方針	◇地下街の防災性並びに歩行者の安全と円滑な通行の確
	保及び向上を図る。
	※ 地下街の新増設、地下街とビル地下との接続のほ
	か、公共地下歩道や店舗整備の要件などについて技
	術的基準を示す。
名古屋市地下空間サイン整	◇地下空間を利用する歩行者にとってわかりやすい案
備ガイドライン	内、地下空間全体における統一的かつ連続的なサイン
	システムの構築を図る。
	※ 地下街における公共地下歩道等を通行する歩行者
	が円滑に移動できるよう、望ましい整備内容を示す。

3. 構想策定のための視点

この基本構想は、「バリアフリー新法」の理念に基づき、次の視点に立って策定するものです。

◆ 歩行者優先のまちづくり(まちの回遊性を高める)

高齢者や障害者等の社会参加とその活動の自由を保障するため、ハード・ソフトの 両面からだれもが使いやすく、移動しやすい歩行者空間ネットワークをめざします。

◆ 市民・関係事業者等との連携 (パートナーシップによるまちづくりを進める)

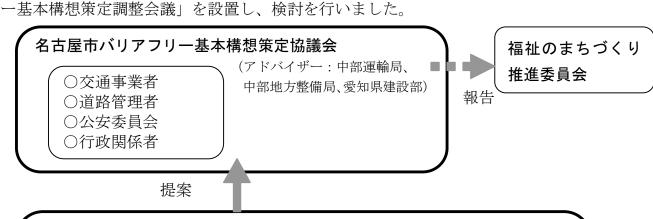
公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等と十分に協議し、各機関の協力を得ることはもとより、地区に関連する各種整備計画や事業との連携を図ります。

◆ 市民参画の原則(ユーザーの視点を尊重する)

当事者である高齢者、障害者、地元市民等の参画を進めることにより、利用者の意見を十分に反映します。

4. 策定体制

本市では、市民の意見を反映するとともに関係事業者との協議を進めるために、次に示す「名古屋市バリアフリー基本構想策定協議会」及び「大曽根駅地区バリアフリー基本構想策定調整会議」を設置し、検討を行いました



大曽根駅地区バリアフリー基本構想策定調整会議

ワーキンググループ

- ○地元市民代表者
- ○市関係各課/十木事務所
- ○高齢者・障害者代表者
- ○県公安委員会/警察署
- ○国道事務所